

財務省告示第三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、

平成十九年十二月十七日に発行した利付国債の発

行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年一月十一日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記 利付国庫債券（二年）（第二百六

十三回）

二 発行の根拠 平成十九年度における財政運営

の法律及びそ のための公債の発行の特例等に

関する法律（平成十九年法律第 二十五号）第二十一条並びに

特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六

条第一項、第四十七条及び附 則

第七十六条第一項

三 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号。以 下

「振替法」という。）の規定の適 用

を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、価格競 争入札と同時に行われる入札で

あつて、価格競争入札において 定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募入 の決定を受けた各申込みの応募

価格を募入額により加重平均し



六

イ

発

入 価 入 価  
札 格 行 札 格  
発 競 発 競  
行 争 額 行 争

口

札 非  
発 競  
行 争  
入

八

争 非 者 特 国  
入 価 ・ 別 債  
札 格 第 参 市  
発 競 加 場

百 国 条 特 十 国 条 特 十 い に 法 百 に 規 四 面 行 十 円 九 債 の 例 政 う 億 額  
 八 債 の 別 會 八 億 八 會 四 八 基 附 六 つ 定 十 金 し 六 ` 百 に 規 等 運 ち 円 面  
 十 に 規 計 千 つ 定 計 四 ` き 第 二 て 基 五 額 た 条 第 別 十 い に 関 の 平 ` 金  
 九 つ 定 に に 二 い に に 千 額 発 七 億 は づ ` 百 円 四 付 一 會 六 て 基 す た 成 額  
 億 て 基 関 百 て 基 関 二 面 行 十 四 ` き ` 百 国 項 計 億 は づ る め 十 一 兆  
 円 ` づ す 万 円 額 き る 百 二 金 し 六 千 額 発 同 九 債 の に 三 ` き 法 の 九 五  
 額 き る 円 額 き る 百 十 五 万 円 額 た 条 八 面 行 法 十 九 つ 定 す 九 面 行 第 二 の 三  
 面 発 法 面 発 法 十 五 万 円 額 た 第 一 五 額 た 四 億 い に 百 金 し た 利 第 一 行 け  
 金 行 律 金 行 律 第 四 十 万 円 の 規 ` 千 国 条 七 ` き 第 五 七 付 一 の 百 五  
 額 し 第 四 十 万 円 の 規 ` 千 国 条 七 ` き 第 五 七 付 一 の 百 五  
 で た 利 十 四 付 七 百 利 十 四 付 七 百 利 十 四 付 七 百 利 十 四 付 七 百 利 十 四 付 七  
 千 利 十 四 付 七 百 利 十 四 付 七 百 利 十 四 付 七 百 利 十 四 付 七 百 利 十 四 付 七  
 四 付 七 百 利 十 四 付 七 百 利 十 四 付 七 百 利 十 四 付 七 百 利 十 四 付 七 百 利 十 四 付 七



十 十  
三 二

口 イ

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競 札 格  
込 利 発 競 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 発 競  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 加 場 、 入 行 争

厘 額 上 額  
面 金 額 上 額  
金 額 百 円 につ 募 価 格 四 銭 以  
百 円 につ 募 価 格 四 銭 以  
円 につ 募 価 格 四 銭 以

(一) 年 ○ ・ 八 パーセント  
は、払込金額に通知を受け、次の算式  
により算出した金額を第二  
号に規定する期日に払い込む  
ものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.8}{100} \times \frac{2}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に  
係る所得税が源泉徴収されるに  
もとのとして振替口座簿中の口  
座に記載又は記録されるもの  
について、前記(一)の算式によ  
り算出した金額から当該金額  
に百分の二十を乗じた金額  
へただし、当該国債を発行時

十四 初期利子

に おいて 取得 する 者が 非居住  
者 又は 外国 法人 である 場合 には、前記 (一) の 算式 により 算出 した 金額 に 当該 非居住 者 又は 外  
国 法人 が 適用 を 受ける 所得 税  
の 税率 を 乗じた 金額 を 控除  
する ことができる。  
平成 二十年 六月 十五日 を 支払  
期 と し、 次の 算式 により 算出 した  
金額 を 支払 う。ただし、支払 期  
が 銀行 休業 日に 当たると きは、  
その 翌 営業 日に 支払 う (以下、  
次 号 及び 第十六 号 において 規定  
する 期 日 について 同様)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子  
毎年 六月 十五日 及び 十二月 十五  
日 を 支払 期 と し、各 支払 期 に お  
いて、その 日 以前 六月 間に 属す  
る 利子 を 支払 う。

十六 償還金額  
平成 二十一年 十二月 十五日

十七 償還金額  
日本 銀行

十八 払場所  
財務 大臣 から 通知 を 受けた 者

十九 入札参加  
平成 十九年 十二月 十七日

二十 払込期日